

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）  
第七条の二第一項の規定により第三次奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画を定めま  
した。

なお、この計画書は、奈良県農林部森林整備課において縦覧に供します。

平成二十七年六月十二日

奈良県知事 荒井正吾